

重要事項説明書

(地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業第1号)

【施設経営法人】

1. 法人名 社会福祉法人美濃陶生苑
2. 法人所在地 土岐市駄知町1858番地の2
3. 電話番号 0572-59-8678
4. 代表者氏名 理事長 酒井 幸昌
5. 設立年月日 昭和52年12月

【事業所名】 かさはら陶生苑デイサービスセンター

【事業所の所在地】 多治見市笠原町2854番地の1

【電話番号】 0572-45-2181

【施設長氏名】 田口 真文

【指定事業所番号】 岐阜県2171900083号

【指定年月日】 平成15年7月22日

【サービスの種類】 地域密着型通所介護・第1号総合事業（介護予防通所介護相当）

【営業日】 月曜日～金曜日（土・日・年末年始を除く）

【営業時間】 8時30分～17時00分（サービス提供時間:7～8時間）

【利用定員】 10名

【事業の実施地域】 多治見市内

【開設年月】 平成15年8月1日

【施設の目的】 当施設は、介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

【運営方針】 年齢の老若にかかわらず、また心身の障がいの有無に関係なく、すべての施設居住者は、自己決定の権利とひとりひとりが独自の人間であるという基本的な権利を有する。同様に施設居住者は、地域社会の中で自立した生活を営んでいる人々がごく普通に享受している生活の状態とできるだけ一致した形で、生活を営む権利を有する。当施設は、この原則に基づき施設居住者が人としての尊厳とプライバシーを保障されるなかで、残存能力の活用をはかり、安定した生活が継続できるよう援助します。

【居室等概要】

食堂兼機能訓練室	1室	99.02㎡
休養室	1室	55.66㎡・・・ベッド7台

【職員配置】

職種	人数		業務内容
管理者	1名	常勤 (兼務)	全体の管理全般
介護職員	1名以上	常勤 非常勤	日常の介護業務等
機能訓練指導員	1名	常勤 (兼務)	機能訓練
生活相談員	1名以上	常勤	生活上の相談等

- 管理者は、介護老人福祉施設およびケアハウスの各施設長を兼務

【地域密着型通所介護費の額の算定に関する状況】

	通所介護費	介護予防相当費
施設等の区分	通常規模型	通常規模型
人員配置区分	一般型	一般型
高齢者虐待防止措置実施	基準型	基準型
業務継続計画策定	基準型	基準型
機能訓練指導体制	なし	なし
入浴介助体制	あり	あり
送迎体制	対応可	対応可
職員の欠員による減算の状況	なし	なし
サービス提供体制強化加算Ⅰ	あり	あり
介護職員処遇改善加算Ⅱ	あり	あり
科学的介護推進体制加算	あり	あり

※ 上記のもの意外に算定される加算及び減算はありません。

【サービスの内容】

1. 地域密着型通所介護計画等の作成
2. 日常生活上の世話及び支援 利用者に必要な日常生活上の世話及び援助を行います。
3. 食事の提供 利用者の状況に応じて、刻み食、ミキサー食の提供もします。
昼食時間 11時30分 おやつ 15時00分
4. 入浴（個浴、一般浴、機械浴）
利用者の状態に応じて入浴サービスの提供及び必要な介助を行います。
5. 機能訓練 生活リハビリを基本として機能の減退の防止に努めます。
趣味・趣向に応じた創作活動の場を提供します。
6. レクリエーション

- 7. 健康チェック 体調や血圧等の確認を行います。
- 8. 送迎 居宅から事業所までの送迎及び乗降の介助を行います。
- 9. 各種相談 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います

【緊急時・事故発生時等における対応】

- 1. サービスの提供中に利用者の病状の急変や、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族及び主治医に連絡し必要な措置を講ずる。家族や主治医等の対応が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2. サービスの提供により事故が発生した場合は、多治見市（保険者）、利用者家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3. サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。但し、契約者の故意又は重大な過失が認められる場合は、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとする。

【個人情報の保護】

- 1. 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2. 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

【業務継続計画（BCP）の実施】

業務継続計画（BCP）に基づき、感染症や非常災害の発生時において、業務の継続的または再開について速やかに対応する措置を講じます。

【衛生管理の対策】

- 1. 当施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な処理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。
- 2. 当施設は、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。

【非常災害対策】

- 1. 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対するための計画を作成する。また、年2回定期的な避難、誘導その他必要な訓練を行う。
- 2. 非常災害発生時には、利用者は職員の指示に従い身の安全を確保する。

3.職員は利用者家族に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

4.前項定める訓練を実施に当たり、できるだけ地域住人との連携に努める。

【高齢者虐待防止措置の実施】

高齢者虐待防止について、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針に基づき必要な措置を講じます。また責任者として生活相談員を選定し環境整備に努めます。

【身体拘束の禁止】

原則として、契約者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に契約者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

【ハラスメント対策】

当施設は、適切な地域密着型通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

【運営推進会議】

当施設の地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図るのを目的として、運営推進会議を設置します。

運営推進会議の構成員は、利用者、家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターまたは市職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上会議を開催します。

【苦情処理体制】 苦情受付担当者 生活相談員 千田 智央
苦情解決責任者 施設管理者 田口 真文

サービスに対する苦情・不満、介護事故、契約関係などに関することを苦情受付担当者まで申し出てください。苦情解決責任者と協議のうえ対応方法を決定させていただきます。その結果はすべて、サービス調整委員会へ報告することとします。

苦情の受付は、当法人が任命する第三者委員でも受け付けております。

『 第三者委員 』

氏 名	住 所	職 業
しょうじ たかのぶ 小司 隆信	瑞浪市上平町一丁目3番地 司法書士法人たなか事務所 電話 0572-67-1815	司法書士
たかの かずゆき 高野 和幸	名古屋市中区丸の内二丁目20番2号 オアシス丸の内 NORTH 6階 電話 052-253-3278	弁護士

以下の窓口でも受け付けいただけます。

多治見市介護保険調整委員会

日 時 月～金曜日（祝日除く） 9：00～16：00

場 所 市役所

申し込み方法 前日までにお電話、手紙（FAX,電子メール）または、直接市役所へご連絡下さい。

問い合わせ 高齢福祉課電話 22-1111（内線 2232、2233）

岐阜県国民健康保険団体連合会（苦情相談係）

郵便番号 500-8385

住 所 岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館内

電 話 (058) 275-9826

【利 用 料（1回分）】

地域密着型 サービス提供 7～8 時間 (表内数字の単位：単位 ※1 単位=10.14 円)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護サービス費	1798/1ヶ月 4回まで 436	3,621/1ヶ月 8回まで 447	753	890	1,032	1,172	1,312
サービス体制 強化加算 I	88/1ヶ月	176/1ヶ月	22				
入浴介助加算			40				
科学的介護推進 体制加算	40 (1ヶ月)						
口腔・栄養スクリ ーニング加算 I	20 (1回につき) (6か月ごと)						
実費負担分	食事材料費 570 円 ・日用品費 50 円 ・間食費 70 円 ・教養娯楽 30 円 (1回 720 円)						

上記のほか、合計単位数に介護職員処遇改善加算Ⅱ (9.0%) が算定されます。

【利用料の変更】

当施設が利用料の変更を行う場合は、あらかじめ書面にてその旨を説明しご利用者の同意を得ます。

【早退、キャンセルおよびサービスの中止】

1. ご利用者様の都合でサービスをキャンセルにする場合には、できるだけサービス利用の前日営業 時間内までにご連絡ください。
2. 利用日当日の早退は、食事の準備の都合上、食事をした・しないに関わらず食費 570 円を申し受けることとなりますのでご了承ください。
3. 健康上の理由による中止

当日の健康チェックの結果で体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ対応いたします。また、必要に応じて主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます

【利用料支払方法】

1. 費用は1か月ごとに計算し、サービス提供の翌月 10 日頃までに、ご指定いただいた住所へ請求書を郵送いたします。
2. 支払い方法は予めご指定頂いた通帳口座から、毎月 26 日(銀行等休業日は翌営業日)に、口座振替させていただきます
3. 領収書は次回請求書と合わせて送付させていただきます。

利用者記入欄

私 (利用者およびその家族) は別紙契約書および重要事項の説明を受け、了承いたしました。

令和 年 月 日

利用者氏名

身元引受人氏名

個人情報使用同意書

(地域密着型通所介護・地域密着型予防通所介護用)

私（利用者およびその家族）の個人情報については、次に記載するところにより、必要最小限の範囲内で利用することに同意します。

1. 使用する目的

(1) 利用者のための通所介護計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と他事業者との連絡調整等において必要な場合

2. 使用する事業者の範囲

居宅サービス計画に定められた事業者

3. 使用する期間

通所介護サービス利用契約書の契約期間

4. 使用する条件

- (1) 個人情報の使用・提供は最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと

令和 年 月 日

社会福祉法人美濃陶生苑
かさはら陶生苑デイサービスセンター
施設長 田口真文 殿

利用者氏名

身元引受人氏名